



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

# ぎふ 環境保全

•発行•  
平成22年  
7月15日

VOL.  
83

- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の公布について
- 岐阜県環境生活部廃棄物対策課

行政ニュース



特 集	(社)岐阜県産業環境保全協会第42回通常総会	2
	・青年部会の新執行体制	4

あいさつ	就任ごあいさつ	岐阜県環境生活部長 富田成輝	5
		岐阜県環境生活部地球環境課長 高木守	6

行政ニュース	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の公布について	岐阜県環境生活部廃棄物対策課	7
--------	-----------------------------------	----------------	---

振興局だより	「ゼロ・ウェイスト宣言」講演・意見交換会の開催 ～「ごみゼロ」を目指しての取り組み～	岐阜県西濃振興局環境課	18
--------	---	-------------	----

シリーズ	わがまちの環境保全と対策	郡上市長 日置敏明	20
------	--------------	-----------	----

講 演	「国内クレジット制度活用による中小企業の省エネ推進」	講師 (株)日本環境取引機構 代表取締役 向井征二	21
-----	----------------------------	---------------------------	----

協会だより	〈社)岐阜県産業環境保全協会〉		
	理事会の開催(5月25日)	33	
	委員会の開催(4月22日・23日 5月18日)	33	
	青年部会の動向	34	

〈社)全国産業廃棄物連合会〉		
	第26回通常総会の開催(6月18日)	34
	連合会会长表彰	34

〈中部地域協議会〉		
	第1回専務理事会の開催(4月16日)	35
	中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議(5月12日)	35
	岐阜県環境推進協会通常総会(5月31日)	35

社名変更の紹介	35
---------	----

お知らせ	協会のホームページが新しくなります 他	36
	許可の有効期限にご注意	37
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について	38
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書	39

編集後記	40
------	----

表紙写真 「初夏の白川郷」	40	フォト飛水 関谷武夫
---------------	----	------------

# 第42回通常総会を開催

## 平成21年度事業報告及び決算等を承認

第42回通常総会が、去る6月25日(金)に岐阜市内の「岐阜都ホテル」において、多数の来賓のご臨席をいただき盛大に開催されました。

総会では、提出議案が慎重に審議され、すべての議案が原案どおり可決承認されました。

### 理事長あいさつ

本日ここに第42回通常総会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず持つて、本日公私ともにご多忙の中、岐阜県知事さんの代理として正木環境生活部次長さんを始め多くのご来賓をお迎えし、通常総会を開催することが出来ましたことを、心より厚く御礼申し上げます。

又、会員の皆様には、お仕事のお忙しい中、多数ご出席頂き、誠に有り難うございます。

さて、私が、今更申すまでもなく、我が国の経済は、「景気は着実に持ち直してきているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど、厳しい状況にある。」との現状認識の中で、先行きについては、当面、ユーロ圏を始めとする海外景気の下振れ懸念や、雇用情勢に厳しさが残るもの、企業収益の改善が続くといった明るさが見えてきておりますが、中小企業にとっては景気の回復感が実感できない状況にあると思います。私どもの処理業界も困難な状況が続いておりますが、互いに頑張って、乗りきって頂きたいと思います。

環境関連産業を取り巻く状況につきましては、経済産業省が先ごろ、日本の産業政策の指針となる「産業構造ビジョン2010」を明らか



第42回通常総会

しております。法人税率の5%引き下げや、海外から日本へ新規に投資をする企業の法人税の減免などの具体案が並んでおり、政府はこれを元に新成長戦略を打ち出したのであります。

その中で、世界的主要プレーヤーと市場の変化に遅れた日本産業の行き詰まりを打破するため、産業構造の転換を図る必要があるとし、このための戦略5分野の一つとして環境・エネルギー課題解決産業が取り上げられており、我々にとっては誠に心強く思えます。

一方、私どもが待望久しかった、廃棄物処理法の改正案が、4月20日に衆議院で、5月12日に、参議院でそれぞれ可決され、5月19日に公布されました。この中で、建設工事に伴い生じる廃棄物について元請け業者に処理責任を一元化することや、廃棄物処理業の許

可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消が、役員を兼務する他の業者の許可の取消につながらないよう措置すること等が盛り込まれており、早期の施行がのぞまれるところです。

本日は、21年度の事業報告並びに決算等についてご審議をお願いすることとしており、適切な審議、議決を賜りたいと思います。また、総会の後、懇親会も用意しておりますので、ぜひ、ご参加を頂きたいと存じます。

最後になりましたが、いずれに致しましても産業環境を保全し、岐阜県産業の活性化を図るという当協会の目的を達成するため適正処理、並びに再利用を一層促進し産業の健全な発展に寄与して参る所存であります。本日ご出席の皆様の一層のご理解ご協力をお願いし、簡単ですがご挨拶と致します。



あいさつの後、来賓祝辞に移り、岐阜県知事(正木秀明生活環境部次長代読)が祝辞を述べられ、岐阜県議会議長、岐阜市長及び(社)全国産業廃棄物連合会会长からの祝電を披露した後、議事に入りました。

議事では、株式会社粥川商店代表取締役の粥川長司氏を議長に選出し、最初に「第1号議案平成21年度事業報告」と「第2号議案平成21年度決算」について慎重に審議し、いずれも原案のとおり可決承認されました。

続いて、「第3号議案役員の選任」について審議し、欠員となった理事の後任として伊藤克也氏(本多金属工業株)と高井智之氏(大王製紙株)を選任することが可決承認されました。

議事の終了後、報告事項として「公益法人制度移行作業方針」について、一般社団法人へ移行することを前提に当面の作業を進め、

平成23年6月に予定される第44回通常総会で議決を経た後、同年秋頃に移行申請を提出する予定であること等の説明が事務局からありました。

なお、総会終了後には、富田岐阜県環境生活部長、安田岐阜県議会議長、梅原静岡県産業廃棄物協会長、木村三重県産業廃棄物協会長他を来賓に迎え、懇親会が開催されました。

## 知事表彰

平成22年度廃棄物処理関係業務功労者に対する知事表彰の伝達が、第42回通常総会で富田環境生活部長から行われました。

### ○知事表彰

杉下 武夫 (有)丸武産業 代表取締役



富田環境生活部長から表彰状を授与

## 新理事の紹介

第42回通常総会において、退任の桑原信幸理事と村井保之理事の後任に、本多金属工業(株)の伊藤克也氏と大王製紙(株)可児工場の高井智之氏が選任されました。また、両氏は総務委員に就任されます。

## 青年部会の新執行体制

青年部会(51名)の第7回通常総会が、4月25日(木)に岐阜市内の「ホテル グランヴェール岐山」で開催され役員の改選が行われました。新しい役員は次の方々です。

### 青年部会役員名簿

平成22年4月15日

役職名	氏名	所属会社名等	担当業務
会長	達川 修	(株)油研 専務取締役	
副会長	林 和幸	(株)美濃環境保全社 専務取締役	
	小塙 将樹	小塙メタル(株) 専務取締役	
幹事	粥川 竜司	(株)粥川商店 常務取締役	教育研修(正)
	松並 利成	松保建設(有) 専務取締役	教育研修(副)
	金本 義千	(株)平田開発 代表取締役	協力交流(正)
	清水 健史	中日本クリーナー(株) 常務取締役	協力交流(副)
	江崎 雅教	(株)大雅 代表取締役	機関紙(正)
	野々村 剛司	(株)野々村商店 取締役	機関紙(副)
会計監事	山下 八起	(株)レミックマルハチ 代表取締役社長	
	中尾 正邦	(株)ワイエス・コーポレーション 専務取締役	
最高顧問	木村 順一	(株)研木村 代表取締役社長	
顧問 (直前会長)	石原 幸喜	丸石(株) 代表取締役社長	



第42回通常総会懇親会中締めで挨拶する青年部会新役員の皆さん

## 春の定期人事異動

平成22年4月の人事異動で岐阜県環境生活部長に富田成輝氏が、また環境生活部地球環境課長に高木守氏が、就任されました。

### 就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部長 富 田 成 輝

本年4月の異動で、岐阜県環境生活部長に就任いたしました富田でございます。本誌面をお借りしまして一言ご挨拶を申し上げます。

貴協会の皆様には、日頃から産業廃棄物の適正処理の推進につきまして、格別のご理解、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、「岐阜県長期構想」において、環境関係の目指すべき将来像を「清流と自然を守る岐阜県」として、先人から受け継いだ豊かな自然とともに地球全体の環境を守るために、県民一丸となって取り組みを進めているところです。このうち、廃棄物の処理につきましては、従来の公衆衛生の確保や環境保全に加え、地球温暖化や循環型社会づくりが大きなテーマとなっており、廃棄物の発生抑制(Reduce)・再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の3R(スリーアール)をさらに推進することが有効であると考えております。本年1月に「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」が施行されたことで、透明かつ適正な手順のもとで産業廃棄物処理施設の設置が行われるようになり、循環社会づくりが推進できるものと期待しています。

一方、産業廃棄物の不適正処理事案につきましては、発生件数は減少傾向にあるものの、景気後退による経済情勢の悪化に伴い、再び増加に転じる懸念もありますので、引き続き、未然防止、早期発見、早期措置を基本に厳正厳格に対応してまいります。

今後とも、各種事業を積極的に推進していきたいと考えておりますので、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。



## 就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部地球環境課長 高木 守

本年4月の異動で、岐阜県環境生活部地球環境課長に就任いたしました高木でございます。本誌面をお借りしまして一言ご挨拶申し上げます。

貴協会の皆様には、日頃より地域の環境保全につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では地域の素晴らしい環境を守り育もうという県民の意識が高まりをみせています。まず、6月には全国で初めて河川を会場にした「全国豊かな海づくり大会」が開かれ、森・川・海を一体とした環境保全の取り組みを全国に向け発信したところですし、さらにこれを平成24年の「ぎふ清流国体・清流大会」へつなげ、豊かな水と緑の自然環境や生活環境のさらなる保全に取り組んでいこうという機運を県民総参加で盛り上げていきたいと考えております。

また、10月には名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されます。このような中で希少野生生物の保護等生物多様性の確保を図るよう努めてまいります。

さらに、地球温暖化対策については、温暖化防止基本条例の目的を達成するとともに、国が掲げる温室効果ガスを20年までに90年比で25%削減するという目標に積極的に貢献していくため、本年度は主要な地球温暖化に関する施策をまとめ、「チャレンジぎふ25プロジェクト」として県をあげて推進しているところです。

どうか、貴協会会員の皆様には、環境関係法令の遵守のみならず、環境保全活動への自主的かつ積極的な取組みを通じ、一層のご尽力を期待しているところでございますので、今後とも、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。末筆ながら、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。



## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の公布について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

第174回通常国会において、平成22年5月12日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同19日に公布されました。

改正法は、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行されることとされています。

改正法の詳細は、環境省のホームページに掲載されています。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste-law/kisei2010.html>

また、改正法第21条の3に規定されている建設廃棄物に係る処理責任の元請業者への一元化について、環境省から規定趣旨を説明する通知がありましたので、併せてお知らせします。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

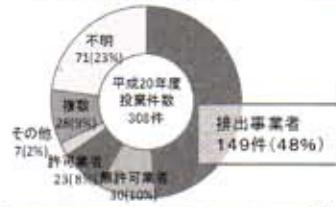
### 法改正の必要性

平成22年5月 環境省

#### I. 廃棄物の適正な処理を巡る課題

- ①不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要

##### ■不法投棄の実行者



投棄量(平成20年度: 202,730トン)に占める排出事業者(97,894トン)の割合は48%

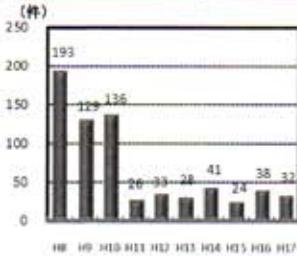


##### ■排出事業者による不法投棄

##### ■不法投棄された廃棄物の種類



投棄量(平成20年度: 202,730トン)に占める建設系廃棄物(177,384トン)の割合は87%



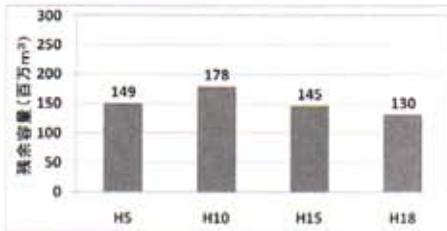
##### ■産業廃棄物最終処分場の新規設置許可件数

- ②廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要

##### ■最終処分場の残余容量

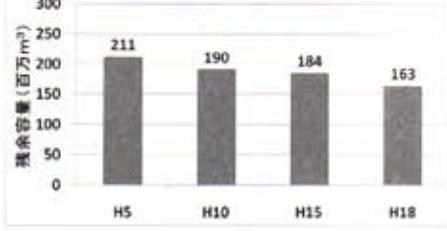
###### ●一般廃棄物

残余年数(H18)  
→ 15.6年分  
(首都圏は17.0年分)



###### ●産業廃棄物

残余年数(H18)  
→ 7.5年分  
(首都圏は4.4年分)



### ③優良な廃棄物処理業者の育成

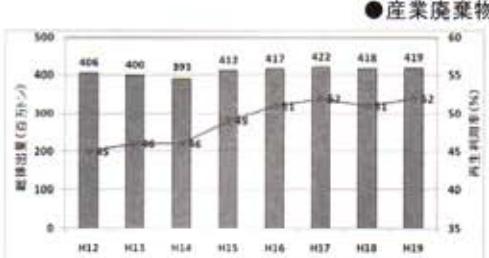
#### II. 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

- ①再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分

##### ■総排出量・再生利用率



##### ●一般廃棄物



##### ●産業廃棄物

- ②廃棄物の循環的利用の確保が必要

##### ■国外廃棄物の輸入事例

- 海外工場で廃棄され、途上国では適正処理が困難な廃蛍光管、バックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源を回収する。
- 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収する。



■国外での不適正な廃棄物処理事例  
(ベトナム)

→被覆銅線の野焼き  
(銅線回収)

- ③廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

##### ■熱回収の状況(平成19年度)



##### (余熱利用の状況)

一般廃棄物焼却施設  
(市町村、一部事務組合が設置した1,285の焼却施設)

産業廃棄物焼却炉  
(調査に対する回答があった1,471炉)

##### ■余熱利用あり(発電あり)

##### ■余熱利用あり(発電なし)

##### ■余熱利用なし

## 法律の概要

### 1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。  
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。  
※現行法では、1億円以下の罰金。

### 2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

### 3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。  
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

### 4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。  
※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

### 5. 適正な循環的利用の確保

- 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。  
※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

### 6. 焼却時の熱利用の促進

- 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律要綱

#### 第1 土地所有者等に係る努力義務の創設

土地の所有者又は占有者は、その所有、又は占有若しくは管理する土地において、この法律の規定に違反して処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならないこととすること。(第5条第2項関係)

#### 第2 許可の欠格要件に係る規定の合理化

廃棄物処理業等の許可の欠格要件に該当する場合のうち、廃棄物処理業等の許可を取り消された場合を、特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合に限定することにより、連鎖的な許可の取消しに対する手当てをすること。(第7条第5項第4号ニ、第7条の4第1項及び第14条の3の2第1項関係)

#### 第3 廃棄物処理施設に係る定期検査

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、環境省令で定める期間ごとに、当該廃棄物処理施設が施設の技術上の基準に適合するかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならぬこととすること。(第8条の2の2及び第15条の2の2関係)

#### 第4 廃棄物処理施設の適正な維持管理を確保するための措置

##### 一 維持管理情報の公開

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者又は設置の届出に係る施設の管理者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の情報について、インターネットの利用その他の方により公表しなければならぬこととすること。(第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項関係)

##### 二 維持管理積立金制度に係る規定の整備

1 維持管理積立金の取戻しができる者として、特定廃棄物最終処分場の設置者であった者及びその承継人を追加すること。(第8条の5第6項(第15条の2の4において準用する場合を含む。)関係)

2 廃棄物処理施設の設置の許可の取消しができる場合として、特定廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金の積み立てをしていない場合を追加すること。(第9条の2の2第2項及び第15条の3第2項関係)

3 市町村長又は都道府県知事は、特定廃棄物最終処分場の維持管理に係る生活環境保全上の支障の除去等の措置を自ら講じた場合には、当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を設置者等に代わって取り戻すことができることとすること。(第19条の7第6項及び第19条の8第6項関係)

##### 三 許可の取消しを受けた最終処分場に係る措置

廃棄物処理施設である廃棄物最終処分場について許可を受けた者がその許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人は、当該廃棄物最終処分場が廃止基準に適合するまで維持管理を行う義務を有することとし、都道府県知事の確認を受けるまでの間は、第8条の3等の規定の適用については、なお廃棄物処理施設の設置者等とみなすこととすること。(第9条の2の3及び第15条の3の2関係)

## 第5 熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る特例

- 一 廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下「熱回収施設」という。)を設置している者は、施設に関する技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができることとすること。(第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係)
- 二 一の認定を受けた者については、廃棄物処理基準にかかわらず政令で定める基準に従って熱回収施設における処分を行うことができることとともに、第3の検査に関する規定は適用しないこととすること。(第9条の2の4第3項及び第4項並びに第15条の3の3第3項及び第4項関係)

## 第6 大臣認定制度に係る監督規定等の整備

- 一 環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合の認定及び届出に係る規定を整備すること。(第9条の8第6項及び第8項、第9条の9第6項及び第8項並びに第9条の10第6項(これらの規定を第15条の4の2第3項、第15条の4の3第3項及び第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)関係)
- 二 認定の取消しができる場合として、変更の認定又は届出に係る規定に違反したときを追加すること。(第9条の8第9項、第9条の9第10項及び第9条の10第7項(これらの規定を第15条の4の2第3項等において準用する場合を含む。)関係)
- 三 環境大臣は、認定を受けた者に対し報告徴収及び立入検査をできることとすること。(第18条第2項及び第19条第2項関係)
- 四 その他必要な規定を整備すること。

## 第7 排出事業者による適正な処理を確保するための措置

- 一 事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出

- 1 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととすること。(第12条第3項及び第12条の2第3項関係)
- 2 非常災害のために必要な応急措置として1の保管を行った事業者は、当該保管をした日から14日以内に都道府県知事に届け出なければならないこととすること。(第12条第4項

及び第12条の2第4項関係)

### 二 事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならないこととすること。(第12条第7項及び第12条の2第7項関係)

### 三 産業廃棄物管理票制度の強化

- 1 産業廃棄物管理票を交付した者は、当該管理票の写しを交付した日から環境省令で定める期間保存しなければならないこととすること。(第12条の3第2項関係)
- 2 産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととすること。(第12条の4第2項関係)

### 四 産業廃棄物処理業者による委託者への通知

- 1 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となる事由が生じたときは、当該処理を委託した者に通知するとともに、当該通知の写しを保存しなければならないこととすること。(第14条第13項及び第14項並びに第14条の4第13項及び第14項関係)
- 2 1の通知を受けた者は、速やかに処理の状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならないこととすること。(第12条の3第8項関係)

### 五 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外

- 1 建設工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてこの法律の適用は、元請業者を事業者とすること。(第21条の3第1項関係)
- 2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について下請負人が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、産業廃棄物保管基準及び改善命令に係る規定を適用すること。(第21条の3第2項関係)
- 3 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなして、産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理基準及び改善命令に係る規定を適用すること。(第21条の3第3項関係)
- 4 下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、当該下請負人を事業者とみなして、委託基準及び産業廃棄物管理票制度に係る規定を適用すること。(第21条の3第4項関係)

## 第8 産業廃棄物処理業の許可の有効期間に係る特例

政令で定めることとしている産業廃棄物処理業の許可の有効期間について、許可を受けた者の事業の実施能力及び実績を勘案したものとすることができることとすること。(第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項関係)

## 第9 廃棄物を輸入できる者の拡充

廃棄物を輸入できる者として、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができ、当該国外廃棄物を国内において処分することに相当の理由があると認められる者を追加すること。(第15条の4の5関係)

## 第10 報告徴収及び立入検査の対象の拡充

報告徴収及び立入検査の対象としてその他の関係者を、立入検査の対象として車両、船舶その他の場所を追加すること。(第18条及び第19条関係)

## 第11 措置命令の対象の拡充

- 一 措置命令の対象として、廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集又は運搬及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管を追加すること。(第19条の4、第19条の5等関係)
- 二 措置命令の対象として、廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等が下請負人である場合の元請業者(運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。)を追加すること。(第19条の5第1項第4号関係)

## 第12 罰則

- 一 多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画の実施の状況を報告をしなかった者は、20万円以下の過料に処することとすること。(第33条第2号及び第3号関係)
- 二 不法投棄等の違反行為に係る法人重課の量刑を3億円以下の罰金に引き上げるとともに、第25条の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合の時効の期間は、同条の罪の時効の期間とすること。(第32条関係)
- 三 その他所要の罰則を整備すること。

## 第13 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。(附則第1条関係)
- 二 所要の経過措置を設けること。(附則第2条から第12条まで関係)
- 三 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。(附則第13条関係)
- 四 関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第14条から第23条まで関係)

事務連絡  
平成22年5月20日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局) 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

### 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号。以下「改正法」という。)が平成22年5月19日(木)に公布されました。

改正法の施行日は公布日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めることとなり、施行に当たっては改めて施行通知を発出いたしますが、改正法第21条の3に規定されている建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を元請業者へ一元化する規定については、各方面から規定趣旨に関する照会が多く寄せられていることから、施行に先立ち、その趣旨について別紙のとおり示します。

貴部(局)におかれましては、貴管下市町村及び事業者に対する周知について、よろしく取り計らい願います。

(別紙)

## 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について

### 1 趣旨

建設産業は、建設工事現場に元請業者、一次下請業者、二次下請業者等が存在し、排出された個々の廃棄物について実際に排出した事業者を特定することは困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすいという構造にある。

現行法制度においても、原則として元請業者が排出事業者となることを「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」(平成6年衛産第82号通知)において示していたが、同通知にあるように、元請業者が下請業者に、建設工事の全部を一括して請け負わせる場合又は建設工事のうち他の部分が施工される期間とは明確に段階が画される期間に施工される工事のみを一括して請け負わせる場合には、下請業者も排出事業者となることとされていた。

このため、都道府県知事等が行政指導及び行政処分を行う相手方が不明確となり、これらの廃棄物の適正処理を確保するための措置を適切に執行することができないという問題が生じており、これが、今なお多く発生している建設系廃棄物の不法投棄の一つの要因となっている。

このため、廃棄物処理に係る適正かつ効率的な行政運営により建設系廃棄物の適正処理を確保し、ひいては生活環境の保全に資するため、建設系廃棄物については、元請業者から請け負って解体工事等の個別の工事の作業を行っている一次下請業者、二次下請業者等(以下「下請負人」という。)ではなく、当該工事の全体を掌握し総括的に指揮監督・管理している元請業者が、排出事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととするものである。

改正後の第21条の3第1項は、その旨を明確にしたものである。同条第2項及び第4項は、排出事業者でも廃棄物処理業者でもない下請負人に対しては廃棄物処理法上の規制が課せられないこととなるため、不適正処理を助長しないよう改めて必要な規制を課すこととするものである。同条第3項は、少量の一定の廃棄物の運搬に限っては、元請業者と下請負人との間に下請負人が自ら運搬する旨の契約がある場合には、下請負人が運搬することを可能とするものである。

### 2 各規定の趣旨

#### (1) 改正法第21条の3第1項について

本項は、廃棄物処理法上、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する排出事業者に係る規定の適用については、建設工事の元請業者を「事業者」とするものである。

これにより、元請業者は、発注者から請け負った建設工事(下請負人に行わせるものを含む。)に伴い生ずる廃棄物の処理について排出事業者として自ら適正に処理を行い、又は廃棄物処理業者等に適正に処理を委託しなければならないこととなる。

また、下請負人は廃棄物処理業の許可がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできないこととなり、許可を取得した下請負人に対する都道府県知事等による適時適切な指導監督や無許可の下請負人による建設系廃棄物の不適正処理に対する厳正な取締りが可能となる。

なお、建設工事とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念である。解体工事については含まれることを入念的に明らかにしている。

### (2) 改正法第21条の3第2項について

本項は、下請負人が産業廃棄物が排出された建設工事現場内で運搬されるまでの間産業廃棄物の保管を行う場合の保管基準及び改善命令の規定の適用を定めるものであり、当該保管行為について元請業者及び下請負人の双方に産業廃棄物保管基準が適用されることとなる。

### (3) 改正法第21条の3第3項について

本項は、今後環境省令で定めることとなる少量の一定の廃棄物の運搬については、処理基準を遵守した上で自ら運搬(運搬に当たって行う保管を除く。)することを例外的に許容することとするものである。

下請負人が本項により排出事業者とみなされるのは、本項の規定に基づいて下請負人が運搬を行う場合のみであり、かつ、本項の規定により適用されることとなる各規定に関する限りである。

すなわち、下請負人が自ら廃棄物の運搬を行う旨を含む請負契約が書面で確認できない場合は下請負人は運搬を行うに当たり許可が必要となり、本規定に基づき運搬を行えることはならない。また、当該廃棄物が生じた建設工事の下請負人以外の者が運搬を行う場合には、改正法第21条の3第1項に基づき元請業者が排出事業者となる。

なお、当該規定により下請負人が行えることとなるのは運搬のみであり、処分や他人への委託(委託時のマニフェストに関する事務を含む。)については元請業者が行わなければならない。

また、本項の規定に基づいて下請負人が請負契約で定めるところにより運搬を行う場合は、元請業者から委託を受けて行うのではなく自ら運搬を行っているものと整理されることとなる。

### (4) 改正法第21条の3第4項について

本項は、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、下請負人に委託基準及びマニフェストを交付等する義務を適用し、廃棄物処理法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置することとするものである。

改正法第21条の3第1項の規定によって元請業者が排出事業者となることにより、下請負

人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際には、下請負人が元請業者から受託した廃棄物の処理を再委託する場合を除き、何ら廃棄物処理法に基づく規定の適用がないこととなる。本項は、そのような場合であっても下請負人が不適正な委託を行わないよう委託に関する諸規制を下請負人に課すものであり、下請負人が請け負った建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理を委託することを推奨することを趣旨ではない。

なお、下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合であっても、それが元請業者の指示又は示唆により行われた場合には、元請業者から下請負人に対して当該運搬又は処分の委託があったと考えられ、元請業者に委託基準等が適用されることとなる。

下請負人が元請業者から受託した産業廃棄物の処理を再委託する場合には、従前どおり、当該元請業者には委託基準等が、当該下請負人には再委託基準等が適用されるものであり、本規定の適用は除外されることとなる。

## (5) 改正法第19条の5 第1項第4号について

本号は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、元請業者が自ら処理も委託処理もししない不作為の場合であって下請負人により不適正処理が行われた場合には、その責任は排出事業者責任を果たすことを怠った元請業者も連帯して負うこととするものである。

元請業者が、排出事業者責任に基づき自ら又は他人に委託してその産業廃棄物を適正に処理しなければならないにもかかわらずこれを行なわず、当該産業廃棄物が不法投棄等不適正処理され生活環境保全上の支障等が生じた場合には、元請業者が本来行うべき行為を行わなかつたという事実によって、元請業者に過失があるものと考えられる。

これは、下請負人が、元請業者の不作為により処理されない産業廃棄物の処理を、請け負った建設工事の施工のために自ら又は他人に委託して行った結果、生活環境保全上の支障等が生じた場合についても同じであり、当該元請業者は、当該支障等を除去する責任を、下請負人に連帯して負うこととなる。

なお、元請業者が委託基準に違反した不適正な委託を行った場合には、排出事業者責任を果たしたものとは考えられないため、連帯責任は免除されない。また、元請業者が委託基準に従った委託をしていた場合でも、不適正処理について要求、依頼、唆し又は帮助した場合や、処理に関し適正な対価を負担していない場合等には、別途、改正法第19条の5又は同第19条の6の規定に基づき、責任を負うこととなる。

以上

## 「ゼロ・ウェイスト宣言」講演・意見交換会の開催

～「ごみゼロ」を目指しての取り組み～

岐阜県西濃振興局環境課

現在、一般廃棄物処理施設の延命、経費削減のため、各自治体はごみの減量に積極的に取り組んでおり、西濃振興局管内でも各自治体が広報誌などで啓発を行うとともに、環境NPOが段ボールコンポストの普及、総菜容器のリサイクルなど、ごみの減量に向けた独自の取り組みをしています。

こうした中、海外ではごみの減量からさらに一步進めて、ごみの焼却・埋め立てをゼロにすることを目指す「ゼロ・ウェイスト(ごみゼロ)宣言」に取り組む自治体が増えており、日本では徳島県上勝町が平成16年に宣言した後、福岡県大木町、熊本県水俣市が宣言し、現在も複数の自治体が宣言を目指して取り組んでいます。

西濃振興局では、ごみの減量について改めて学ぶ機会として、ごみ減量に向けたこの新しい取り組みについて先進地の担当者を招き、西濃地域の各自治体の環境担当職員及び環境NPOとの意見交換会を開催しました。

意見交換会前の基調講演については県内に広く紹介をしたところ遠方の自治体からも参加があり、ごみの減量に対する関心の高さがうかがわれました。

意見交換会では自治体の推進体制、住民への啓発、運営上の課題などについて活発な意見交換がなされ、後日に、出席者が徳島県上勝町へ実際の分別作業施設の視察に行ったり、西濃地区で実施された総菜容器リサイクルの情報提供を行うなど、ごみの減量に向けて新たな情報交換の輪が広がりました。

講演会の参加者からは次のような感想が寄せられており、ごみの減量について、今までと異なる新しい考えが刺



徳島県上勝町は34分別収集



福岡県大木町の事例紹介  
(平成21年9月14日)

激となったことがうかがえます。これをきっかけに新しい活動が始まることを期待しています。

- ごみの減量化を考えるプロセス等について目からウロコ
- ごみの減量化が出来るのかといった点について「考え方」の違いを痛感
- 分別をすることによりどう変わっていくかという意識を変えるための方法等、細かなところまでの気配りがされていることがわかり、参考にできる。
- 「ゼロ・ウェイスト宣言」のご講演、内容が密で大変よかったです。すぐには実現100%は出来ませんが少しづつ近づけていきます。
- ゼロ・ウェイスト宣言、とても大切であり、必要である。地域に合った方法で実践し、1歩ずつ進めていたらと思う。
- 組成分析は行っていたが、そこからごみの減量にどのように持っていくかなど参考になった。
- 市民レベルの自主的な広報など、行政側からの投げかけではない住民参加型の活動が参考になった。



自治体環境職員・環境NPO  
との意見交換会  
(平成21年9月14日)



神奈川県葉山町の事例紹介  
(平成22年3月12日)

## 開催状況

- 第1回 • 開催日 平成21年6月29日(月)
  - 講師 NPO法人ゼロ・ウェイストアカデミー 藤井園苗事務局長  
(徳島県上勝町のごみステーションの管理を行っているNPO)
  - 演題 ゼロ・ウェイストへの道～上勝町の取り組み～
- 第2回 • 開催日 平成21年9月14日(月)
  - 講師 福岡県大木町環境課 境公雄資源循環係長
  - 演題 大木町がめざす循環のまちづくり
- 第3回 • 開催日 平成22年3月12日(金)
  - 講師 神奈川県葉山町環境課 松岡夏子臨時主事補  
(NPO法人ゼロ・ウェイストアカデミー理事・前事務局長)
  - 演題 ごみはどこまで減らせるか～ゼロ・ウェイストの始め方～

## わがまちの環境保全と対策



「自然と生活環境を守る、ふるさと郡上づくり」

郡上市長 日置 敏 明

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、日頃から環境保全活動に多大なるご貢献をいただきしておりますことに心より敬意を表し感謝を申し上げます。

郡上市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、長良川の源流域を形成する森林地帯が約90%を占め、面積1030.79km<sup>2</sup>、人口約4万7千人が生活している市です。太平洋からも日本海からも離れた内陸にあって、北の端を位山分水嶺が走っており、気候分類的には、やや表日本型の傾向です。郡上市は北から南まで約52kmあり、北では雪が2メートルも積もっているのに南ではほとんど雪がないといった多様性があります。

また、最低海拔地の美並町木尾が110m、最高海拔地の白鳥町銚子ヶ峰が1,810mと高低差が大きく、長良川源流部にあたる高鷲町の大日山麓一帯にはひるがの高原、上野高原が、明宝水沢上一帯にはめいほう高原が広がっており、雄大な自然に囲まれたロケーションとなっています。さらに、長良川をはじめとして和良川、石徹白川などの一級河川が24本あり、山林の高い水源かんよう能力によって、美しく豊かな水に恵まれています。

21世紀が環境の世紀といわれるなか、人々の環境志向はますます高まっています。自然との調和を図り、持続可能な社会システム、生活様式をデザインしていくことにより、環境負荷の低い経済活動や市民生活をつくっていくことが求められます。

その中で郡上市では、平成16年度に全国初の市民による環境団が結成され、草の根による環境保全活動がはじまりました。環境団を中心に、地域活動や市民活動、下流域住民と連携しながら、自然環境保全や環境教育の推進に努めています。本年度は美しい郡上市の環境保全のために、不法投棄の根絶を目指し、環境団及び緊急雇用創出事業による不法投棄監視パトロールと回収を実施するとともに啓発活動を行い、不法投棄防止への意識をさらに高めていきます。また、自然環境の保護と保全を目的とし、市民と行政が協力しながら市内を流れる主要河川の一斎清掃を毎年行っています。このような活動を継続的に行い、自然と共生する持続可能な地域環境づくりを進めています。

また、資源循環型社会を実現し、持続可能な地域社会をつくるため、4R(廃棄物の抑制・減量・再使用・再資源)の徹底、新エネルギーの活用を進めています。

一昨年には、廃棄物の削減と二酸化炭素の排出削減のため、市内事業者の理解を得ながらレジ袋の削減に取り組み、目標とした辞退率を大きく上回る成果をあげることができました。ごみの減量化については、市民の理解と協力を得ながら29種類に及ぶごみの分別収集を適正に行うよう努めています。「燃えるごみの1人一日100グラム減量」をスローガンに、生ごみ処理機購入助成を継続するとともに、引き続きダンボールコンポストの普及、推進を図り、生ごみの堆肥化、減量化により循環システムの確立を目指しています。

長期的な視点から環境問題に取り組みながら時代のニーズに素早く対応し、継続的な環境保全を通して、かけがえのない「ふるさと郡上」づくりをいっそう進めたいと考えております。

最後になりましたが、貴協会の益々のご繁栄とご活躍をご祈念申し上げます。

# 国内クレジット制度活用による 中小企業の省エネ推進

講演 (株)日本環境取引機構

代表取締役 向井征二

当協会は、本年3月16日に岐阜市内の「グランヴェール岐山」において第41回通常総会を開催し、総会終了後、(株)日本環境取引機構 代表取締役の向井征二氏を講師に迎えて、講演会を開催しました。以下は、向井氏の講演記録です。

## はじめに

今日は国内クレジット制度という経済産業省・環境省・国土交通省が中心となって行っている国内クレジットのやや詳しい話をします。実際に制度設計を行っている立場、それから国内クレジットを推進するソフト支援機関というものもやっておりまして、実際に中小企業の皆さんと一緒にになって、省エネプロジェクトを発掘しているという立場で、具体的な事例を、特に産業廃棄物の処理業というものに関連した省エネプロジェクトをご紹介します。

## 省エネに殆んど手をつけていない中小企業

それでは簡単に自己紹介ですが、日本環境取引機構とはどういうものかということを簡単に説明します。私は永年環境経営のコンサルタントということで、ISOとかの外部認証の取得のためのコンサルタントを行っております。産業廃棄物協会ですと、月刊廃棄物という雑誌が一番メジャーだと思うのですが、私はこの雑誌に「ヨーロッパの環境事情」というタイトルでヨーロッパの先進的事例というものを発表しておりました。中小企業の外部認証支援を永年行っておりますが、中小企業の方は「儲からない」と言いますが、実



はエネルギーの使い方を見てみると、本当にもったいないです。大企業では省エネを徹底的に行っていますが、それに比べると中小企業では、足元の省エネにはほとんど手をつけていないということに気がつきました。私はこれを社会システムにしなくてはいけないと思います。COP3京都会議で国際合意がされ、日本もそれに参加しています。京都議定書の中に仕組みが3つほどありますが、その仕組みを国内で応用したらどうかと思いまして、名古屋で産官学の方50人ほどでCDM名古屋モデル研究会を作りました。CDMというのは京都メカニズムの中のクリーン開発メカニズム、先進国が途上国を助けるという仕組みで、その見返りにクレジットを途上国から買って日本の目標達成のために使う。それがCDMクリーン開発メカニズムです。その名

古屋モデル研究会というのを作ろうということで、グループを作りました。その人たちとは中小企業の省エネ支援の為にという目的で、いまも活動しています。そして名古屋大学と共同研究を行ったり、環境省から中小企業の省エネのための仕組みづくりを受けております。今では各地域に環境取引所という地域活動拠点が出来て、北海道から沖縄までに16箇所の活動拠点があります。海外でも準備中です。中部地区の岐阜市内にも中部環境取引所があり、活動を始めております。この地域環境取引所が増えてきましたので、任意団体だけではいけないということで、株式会社として全体をサポートする目的で、3年前の3月に株式会社を作りました。それが日本環境取引機構で私が代表を務めています。

### 国内クレジットで大きな一步を踏み出した日本

2007年5月に国も、CDMを国内で展開するというのは良いアイデアであると気が付いて、経済産業省の呼びかけで、国内CDMを制度化するための検討会が出来、私を含めて16名が提唱者として制度設計の任になりました。実際提唱した私から見ると国内クレジットは半端な制度で、現状良くないところがたくさんあるのですが、それでも大きな一步を日本が踏み出したという意味では、ぜひ成功してもらいたいなと思います。今環境省が一歩遅れて翌年の3月からカーボンオフセットの基準作りに入りまして、これの検討委員にもなっております。現在中部地区の岐阜・名古屋を含め、16箇所で、省エネに関する取り組みをしております。各地域環境取引所では6つほどの活動をしております。省エネの人材育成、コンサルティングもやっておりますが、カーボンクレジット取引仲介ということを昨年くらいから力を入れて行ってお

ります。これは国内クレジットの取引仲介です。一部京都クレジットも取り扱っております。

### クレジット取り引きで先行しているヨーロッパ

ここから本題に入りますが、排出量取引についてです。上海でも昨年私が講演したのをきっかけにこうした活動が始まりました。上海では環境交易と言います。諸外国では日本よりもちょっと前から排出量取引が行われていますので紹介します。世界で一番活発に行われているのがEU-EETS、といいEU加盟27カ国のことです。2005年の1月1日から世界で最大規模の27カ国が集まって排出量取引が活発に行われております。但しこれは冷静に見るとあまりうまく行っていない。 $\text{CO}_2$ の排出が減っているということではないです。制度的には金融業者が大活躍しております、実際の実排減にはつながっていないと批判されています。それでもカーボンクレジット取引が非常に盛んで、ヨーロッパでは何兆円という経済規模で行われております。それからニュージーランドは一昨年の1月から森林吸収という森林部門でのクレジット取引が行われていますが、残りの産業セクターについては今年始めるといわれております。アメリカはまだ、上院下院で議論がストップしていていつはじまるか分かりません。カナダは来年から始まると言われております。オーストラリアは法案がストップしているのまだ始まっていません。後はEUの主要国とかアメリカ、カナダ、ニュージーランドが集まってICAP(アイキャップ)といわれる国際炭素行動パートナーシップという組織も3年前に出来ました。世界共通のカーボンマーケットを作ろうということで、色々行っておりますが、全然進んでいません。日本は

今年の6月から東京都が正式なメンバーとなりました。東京都は今年の4月から強制参加型の排出量取引制度を始めます。東京都だけで対象事業者は1,400程と言われております。あと、オブザーバーで、日本の環境省が最初から参加しておりますが、発言権はありません。

### 日本では2005年4月から環境省が自主参加型排出量取り引き始める

日本では排出量取引を行っていないのかというと、2005年の4月1日から環境省が自主参加型排出量取引制度を始めておりまして、実際にお金のやり取りが行われております。今年で3年目。5・6年目の募集が始まったところですが、2005年の4月から実際のクレジット取引が行われております。参加社数は300社とまだ少ないです。国内統合市場という名の大規模な実験が2008年の11月から経済産業省の主導で行われています。この制度設計が私の担当になってます。東京都の環境確保条例に基づく排出量取引は2010年4月1日から始まります。これが世界の現状です。よく新聞には日本だけが排出量取引の世界では取り残されている、こういう流れに乗り遅れてはいけないといいますが、私はこういう流れに乗ってはいけないと思います。ヨーロッパの実情を見ますと、金融商品として、クレジット取引が盛んに行われていますが、排出量の削減には繋がっていないという批判があります。儲けているのは一部の金融機関だけなので、日本が取り入れてもいいことはないと思います。国内クレジット制度を制度設計する時はいろんな産業界の人と、制度設計をしてきました。実際にヨーロッパとかアメリカの姿も詳しく見た上で、同じことにならないように設計をしてきました。色々問題点があって未成熟な仕組みではありますが、

国内クレジット制度は日本の実情に合った、省エネにがんばっている真面目な日本にふさわしい国内クレジットだということをご理解頂きたい。東京都の環境確保条例に基づく排出量取引も、始まるのは数年先ですが、4月から義務化が始まります。その成果を見て、過不足調整をクレジットで行うという取引が何年か先になるかと思いますが、これは実際に省エネを行ったところが得をするという健全な仕組みです。ヨーロッパやアメリカで始まつたものは、他山の石といいますか、あまりよくない例として冷静に見て、いいものはもちろん取り入れますが、日本だけが乗り遅れているという安易な議論には乗らないほうがいいと思います。

### 排出量取引制度は自主参加型と参加義務型

排出量取引制度というのはこのように分類できます。広がりの大きさ、国際的なもの、地域内(国内・社内)。企業内の排出量というものは世界的に見ると例がありまして、シェル石油とか、B P(英國石油)とか、そういうところが実施しております。日本でも大手企業で実験的に始めているところもあります。参加形態ですが、自主参加型と参加義務型と2つあります。自主参加型というのは2005年4月からスタートしている環境省のJ V E T S(ジェイペツ)といいますが、自主参加型排出量取引施設です。他にアメリカのシカゴ気候取引所、2002年から始まっているC C Xという仕組みもあります。これは純然たる民間の取引所です。参加義務型というのは京都議定書の下での国際排出量取引制度です。E U - E T S・R G G I、これはヨーロッパ・東海岸の11州で行われている州同士が集まって行っている地域参加型の排出量取引施設です。こういったものが参加義務型といわれているものです。キャップ・アンド・ト

レードというのもよくお聞きになると思います。キャップというのは帽子の事です。企業に帽子をかぶせる、あるいは日本に帽子をかぶせる、それがキャップです。どのぐらいの帽子をかぶせるのか決めるのが、政府であったり、EU委員会であったりします。帽子を無理やりかぶせられることを参加義務型、自ら帽子の大きさを選んでかぶるのが自主参加型というわけです。今回の国内クレジット制度は自主参加型の排出量取引制度。キャップ・アンド・トレードという方式ではないのですが、自ら企業が手を上げるという仕組みでは自主参加型といいます。

### 日本では排出量を1トン減らすのに最低12万円が必要

さて、このキャップ・アンド・トレード。排出量取引がない場合。たとえば新日鉄という世界でも最先端の省エネ先進企業があります。そこがこれ以上排出量を減らすためには莫大なコストをかけなくてはいけない。これは新日鉄の環境部長さんから直接聞いた話なのですが、1トン減らすのに最低でも12万円かかるといわれています。トヨタさんとかそういう環境先進企業というのは本当にギリギリの努力をしていますので、1トン減らすのには最低12万円かかるわけですね。そして、日本は省エネ先進国と言われていますので、日本全体で見ますと、たとえばヨーロッパでは1トン減らすのに4万円ぐらいだと言われていますが、日本はその3倍の12万円かかるといわれています。ですから膨大なコストをかけなくてはこれ以上減らせないというところまで日本は来ているといわれています。乾いたタオルを絞っても何も出てこないとよく言います。ところが中小企業というのは水を含んだスポンジ状態なのです。ちょっと絞っ

ただけでボタボタとお金が落ちてくる。つまりエネルギーが落ちてくる。もっと削減したい。しかしそれには高いコストがかかるというのが、先進企業の場合。その一方で中小企業はがんばって削減の努力をした。しかし、クレジット制度がない場合には努力の成果を誰も認めてくれない。エネルギーコストが下がるという成果は得られますけれども、努力の成果が直接お金にならない。ということで、97年の京都議定書の3回目の国際会議で排出量取引制度というのが提唱されました。これはその頃は誰も仕組みを考えていなかったのですが、今から30年前にカナダである経済学者が排出権取引というものを使うとこういう効果があると考えて提出しました。それがアメリカに来て、アメリカの酸性雨対策、発電所から出る黒い煙を減らすために、排出権取引というのを導入したらどうかというのがアメリカの議論になり、実際に95年頃導入されました。それはどういうものかというと、各発電所にこれ以上排出してはいけないという強制キャップを発電所ごとに設定しました。そして政府がかけたノルマ以内に収めた場合には、浮いた分の排出枠をよそに転売してもかまわない。努力しても黒い煙を減らせなかった発電所は達成できたところから排出枠を買ってくれば目標を達成したとみなす、という仕組みを考えたのです。そしてそれが導入されて、見事に目標達成できたとアメリカは思い込んでいるわけです。実際は発電所からの黒い煙を規制するためのきつい法律が同じ時期にでましたので、排出源取引が無くても減っていたはずです。国際的にはアメリカは排出権取引が功を奏したと言っていますが、それは本当ではないと環境のことを知っている人は言います。そういう成果を引き下げて、京都議定会議の最後の日に、当時のク

リントン政権のゴア副大統領が、アメリカの黒い煙が減らせた排出権取引というのをCO<sub>2</sub>削減の世界でも導入したらどうかと提唱しました。EUも最初は反対していました。空気をやり取りするというのはどういうことだと面食らったのですが、ゴアさんが説得して一夜にして、ヨーロッパは態度を変えて賛成しました。日本の環境庁はじめ政府側は何のことか分からぬまま、日本も参加すると決めました。排出権取引の意味、空気をやり取りする、排出枠をやりとりするとはどういうことなのか分かりませんでしたが、まずキャップをかける(帽子をかぶせる)ということから話が始まります。

### 制度を立ち上げてからキャップをかぶせるのは発想が逆

2010年3月12日に閣議決定された地球温暖化対策基本法案というものがあります。その第13条に「1年以内に制度設計を終えて、日本国内も排出量取引を始める」ということが明記されていますが、これでは逆です。キャップをどうかけるのかということをきちんと決めた上で、目標達成のために手段の一つとしてクレジット取引を始めるというのならストーリーとしてあってはいる。ところが最初に制度を始めます。キャップのかぶせ方の議論はすべて後回しということになっています。1年以内に制度を決めると書いてある。発想が逆だといろんな批判が起こっています。制度を先に立ち上げるというのでは順番は逆だと理解していただきたいと思います。

排出量取引がある場合、大企業等はもし目標までいかなかつた場合には、高いコストをかけて排出量を減らさずにすみ、中小企業等から排出枠を買って目標達成をしたとみなしてもらう。かたや努力した中小企業等はがん

ばって減らしたぶんの排出枠というのは余剰排出枠として大企業等に売ることができる。これは非常に健全な仕組みです。ヨーロッパの場合にはこの排出枠自身が転々と転売を重ねていて、何倍にもなるということが行われているので、けしからんと日本人は言います。仕組みというのは極めて単純な仕組みです。一番重要なのは帽子のかぶせ方を決めなくては話が始まらないということです。

### 東海地方における企業の省エネ取り組み例

さて、先程少し自己紹介をしましたが、環境省から2年続けて、各地域の中小企業の省エネのポテンシャルがどれだけあるかということの実証検証を委託されました。その結果の一部ですが、東海地方だけの例ですが、製紙A社です。現状調査をするときに調べたCO<sub>2</sub>の排出量が年間63,284トンでした。これを私たちが省エネ診断をして、改善意見を出した削減可能量が2,494トンでした。このA社というのは愛知県内でもトップクラスの省エネ先進企業です。中小企業ではありますけれども、先進企業です。本当に削減する余地があるのでしょうかと向こうの責任者の方がおっしゃっていましたが、実際に診断チームが入って調べてみると、結構ネタがありました。3.9%、年間で約2,500トンですから結構大きいです。もしこれがクレジットだった場合、1,000円、2,000円で売れた場合、結構大きな収入になります。他にB社のタイル、C社のセラミックと、熱を使うところも非常に省エネの余地があると分かりました。特に熱、工業用の炉を持っている熱を使っているところは非常に省エネの余地があります。京都議定書で-6%日本が自ら義務を負っていますが、その達成のために日本は4年前に京都議

定書目標達成計画というものを作りました。一昨年の3月には全面改訂されて、その中で約60項目いろんな省エネ対策が書かれております。その中に、中小企業の省エネ、排出削減対策の推進で、目標182万トンとなっておりますが、京都クレジットを応用した排出量取引制度も導入されていくということも書かれております。ちなみに、12日に閣議決定された基本法案では、京都議定書目標達成計画というのは名称が変わって、実施計画という名前になりました。こういった閣議決定に基づいて京都議定書目標達成の為に、国内CDM制度と俗に言われている国内クレジット制度を作ろうということになりましたして、16名の専門家が集まって、制度設計が始まりました。委員長は東大の先生ですが、経団連や商工会議所、東京電力、東京ガス、松下電器、新日鉄といった、方々が集まって制度設計が始まりました。国内クレジットの検討会で、12回にわたり集中審議をしました。この検討会は一昨年の9月が最終回で結論を出して11月に国としての制度が始まったわけですけれども、細かいことを含めると、この16名の専門家が集まって議論した内の半分ぐらいしか残念ながら実現しておりません。それにしても我が国としては大きな一歩を踏み出したことには間違いが無い。不十分な制度であるということは制度設計が関わった私だから思うのですが、一般的には面白い制度だと思います。

### 国内クレジット制度の特徴は京都議定書目標達成計画と認証手続き

国内クレジット制度の特徴・意義。まず特徴ですが、これは京都議定書目標達成計画です。麻生内閣から鳩山内閣に代わりましたが、閣議決定というのは内閣に関係ないのです。

政府がどう変わろうと引き継がれるものです。閣議決定がされたら政府全体の取り組みになります。国内クレジットというのは、直接の幹事役は経済産業省・環境省・国土交通省、3つの省庁ですけれども、政府全体の取り組みです。2つ目が京都メカニズムクレジットと同様の認証手続きです。あれほど厳格ではないのですが、それに準じていますので、京都議定書目標達成の為に直接に活用可能。つまり企業が目標達成の為に使ってよいと政府が正式に認めた京都クレジット以外の唯一のものです。ですから、関係事業者・企業が自ら当社の目標は-6%であるといった場合に何%は国内クレジット、何%は京都クレジットで達成ということを主張してもかまわないのです。公に日本の国として発行したものですから、目標達成に使ってかまわない。したがって、改正省エネ法で4月から報告が始まっていますが、そのなかに京都クレジットもしくは国内クレジットを購入した場合には記載することという一文があります。あるいはA社とB社が共同で共同エネルギー管理を行った場合その成果をクレジットとしてやり取りした場合、その成果物も記載することという意味のことが書いてあります。正式に改正省エネ法の中にも国内クレジットという表現が入っていますので、いわば政府としての正式なものであるということです。

### 国内クレジット制度は中小企業の省エネの背中を後押し

意義は3つあります。1つがこれまで取り組みが進んでいない中小企業。中小企業というのは中小企業基本法第2条でいう3億円又は300人の企業を一般的に言うのですが、それとは関係なく、一般的に規模が小さいという意味で使っています。中小企業・農林業・

民生部門(サービス業)といったいわば省エネ法の年間1,500k<sup>t</sup>eというエネルギー使用量未満のところというのは削減の義務も無ければ報告の義務も無い。その一方で支援も無いとして、谷間に置かれているのです。そういうところに省エネの背中を後押ししましょうという目的が1つ目です。これが重要な目的です。それから2つ目に、これまで、京都メカニズムクレジット購入のために海外へ一方的に流出していた資金を国内へと還流を促進。これは地域・中小企業への資金回帰です。これは政府が言っていることです。非常にこれは大きな問題意識を政府は持っています。日本は-6%がその内1.8%をクレジット量に直すと、1億トンを海外から調達する。それに要したコストが今までに2,000億円。これからあと3年間に企業から買い上げるとなっているのが、4~5億トンを税金で賄うということになります。それでもたぶん目標の達成は出来ないと思います。そういう膨大なお金が現状では海外に流出しています。京都クレジットを日本はこれ以上買ってはいけないと私は思いますし、有識者もよく言いますが、京都クレジットを何千、何万トン買ってきても、たとえば4億トンに国際相場の2,000円をかけると膨大な金額になります。それを海外に払って得られるものは空気です。何にも日本のためには役に立っていない。京都議定書の-6%という目標達成の為とはいえ架空の数字を達成するために空気を買って、日本の削減には1トンも役に立たないです。減ったと国際的に認められるだけで、日本の削減にはなっていないのが京都クレジットなのです。政府も京都クレジット購入のために海外に一方的に流出していた資金プラス技術。そして削減できた分を日本はお金を出して買う。先程CDMと言いましたが、

京都議定書の中ではクリーン開発メカニズム、これに対する質問がよく出ます。日本が中国の製鉄所の省エネに貢献するために日本の技術を出します。人も出します。設備投資もします。そうして、先進国日本は途上国と主張している中国を支援します。それによって削減できた分を国連が認証してクレジットとして発行する。そのクレジットは中国に与えられるわけです。私もフィリピンとか発展途上国の支援のために海外に行ってCDMプロジェクトのコンサルタントをいくつかやっていますが、CDMはまず中国のような支援を受ける途上国のことを行います。フィリピンもホスト国です。ホストと言うのは主人公ということです。削減プロジェクトの主体となるのは中国やフィリピンなのですね。だからホスト国が省エネを行うために日本に支援を求めると言うのがCDMなのです。だからプロジェクトを企画する権利があるのは中国などのホスト国なのです。日本が中国に働きかけることは出来るのですが、やるかやらないかを決めるのは中国なのです。ですから国連が削減した分を認証してクレジットを与えるのはホスト国なのです。プロジェクトを企画して実行した国です。したがってホスト国に与えられたクレジットを日本はお金を出して買うのです。資金を出し、技術を出し、専門家を出し、全部出して、得られた成果物を日本はまた買わなくてはいけないのです。ですから温家宝さんが言っています。CDMは中国にとっては棚ボタどころか空から降ってくる月餅である。口を開けて待っていればおいしいものが入ってくる。今世界最大のCDM実施国は中国です。日本はいわばカモです。ですから中国は十年二十年、この仕組みが続くとすれば永遠に途上国であることを主張し続けるでしょう。ホスト国と

いうのはものすごくおいしい立場ですから。ちなみに日本のような技術・資金を提供するカモになる国はドナー国といいます。クレジットはドナー国には与えられないのです。一方的に何も見返りが無い空気を買うために何千億円、何兆円のお金を日本は今ドブに捨て続けています。それが2つ目。

### 優れた技術を有するベンチャー・中小企業の振興にとって大きな意義

3つ目に、優れた技術を有するベンチャー・中小企業を振興。これは本当に大きな意義があると思います。この後に触れる産業廃棄物業界における提案を私たちがして、クレジット化したわけですが、まさしく新しい方法論、削減のための方法を考えてそれを通じて技術を持っているベンチャーや中小企業を振興するというのが3つ目の大きな狙いです。国内クレジット制度は実際にやってみればわかる話なのですが、中小企業が今、CDMで説明したホスト国です。実際に削減を行う中小企業です。その定義はいわゆる中小企業基本法でいわれる中小企業の概念ではありません。いずれの自主行動計画をも構成しない事業者です。自主行動計画というと1997年の6月から始まっている経団連自主行動計画のことかと思われますが、これに参加している業種は61あります。それ以外に42の業種が先程ご紹介した京都議定書目標達成計画で自主行動計画を持っている業界として正式に政府によって承認されています。あわせて103の業界があって、そのうちの6割が経団連、4割が経団連に参加していない業者です。たとえば、IT業界とか日曜大工センターとかの新しい業種は経団連に入っていない業界ですが、業界単位で目標を持っている。ということで、いずれの自主行動計画にも参加して

いない事業者などを、中小企業等といいます。大企業等というのは、企業の大小に関係なく自主行動計画に参加している事業者などを大企業等と言います。CDMと同じように、ホスト国と、ドナー国。ホスト企業と、ドナー企業がジョイントしてひとつの協働事業計画を立てなくては手を上げてはいけないという仕組みです。たとえば、皆様が中小企業だとして、手を上げました。ところが、大企業等を見つけなくてはいけません。単独で手を上げることは出来ないです。そこが私が批判的に思えることの1つです。大企業等と中小企業等がひとつになって、プロジェクトを作つてそれを第三者認証機関に審査してもらい、その結果政府がクレジットを発行する。そしてそのクレジットを大企業等が自主行動計画の目標達成に反映するという図式なのです。そして、温対法・省エネ法の算定・報告・公表制度にこの仕組みを反映させることになりました。ということで、この二つにつなげていくということです。簡単に言うと、共同事業を原則とする。だから単独で中小企業は手を挙げることは出来ない。

要件としては、3つありますが、1つ目は日本国内で実施すること。海外でやるのは該当しません。2つ目は追加性を有すること。追加性というのはそのプロジェクトを行わなくてはいけない必然性があると言うことです。たとえば、空調機を20年使っています。今の新しいものと比べたら電気代が10倍かかるので取り替えることになりました。CO<sub>2</sub>は激減します。しかしこれは買い替えです。買い換える場合、追加性は無いのです。このあと事例で出てきますが、まだ使えるけれども国内クレジット制度を使うなら、前倒しで買い換える。それはまだ使いたい、使えるけれども取り替える、取り替える必然性がある

と言うことで、そういう場合は追加性があるのです。国内クレジット制度を皆さんこれから利用する場合、追加性がある、継続使用の意思があるということを書類の中に書く欄があります。正直に、ちょうど買い換えるので国内クレジットを申請しますと書いてはいけません。まだ使いたい、古くなってきたけれど3年以上継続使用する意思がある、と書かなくてはいけません。私たちのように支援しているところに、「蛍光灯を一斉に自分のビルで買い換えます。そのときにHF型、高効率型の蛍光管に変えます。絶好のチャンスなので、国内クレジットを申請したいのですがどうでしょうか?」という相談があります。これには、古けれども継続使用の意思があるのかどうかをたずねます。『古くなったけど、もう少し使いたい。でも、国内クレジットを使うなら前倒して買い換える。それによってCO<sub>2</sub>が減ります。』というストーリーです。『古くなったから一斉に買い換えました。国内クレジット制度を利用したいです。』これではダメです。追加性が無い、勝手にやりなさいと言われてしまいます。追加性、これは非常に概念的に難しいです。たとえ話でいうと分かりやすいですが、特に設備更新というのは難しいです。まだ使えるということをどのようにして証明するのか、『ガタが来て、運転していてもヒヤヒヤする。ちょうど更新時期に来ているので取り替えました。』これではダメです。まだ使える状態であるけれども交換するという必然性がなければいけません。これが追加性です。それから承認された排出削減方法論に基づいて実施されること。削減のための方法と言うものを、勝手にでっち上げてはいけません。政府が承認した方法論を使う。今、20種類の方法がありますのでそのどれかを使う。又はまったく

新しい考え方であれば、新しく提案をし直す。それから審査機関又は審査院による審査を受けている。ちいさな規模のプロジェクトであれば、個人審査員の審査を受けることも出来ます。あまりお金はかかるないです。国内クレジットとして認証された削減量を、国内クレジット管理システム(登録簿)において償却することで、国の京都議定書目標達成に資する。償却というのは分かりにくい言葉なのですが、ゼロにすることです。わかりやすく言うと政府にすべて寄付してしまうことです。すべて寄付をして、日本の-6%に貢献するということです。そうしなければこの制度を作った意味が無い。京都議定書の目標達成をするために作られた制度ですから。

### 332件のプロジェクトが承認されて約20万トンのCO<sub>2</sub>を削減

今の最新の現状ですが、332件のプロジェクトが承認されて、合計で約20万トンCO<sub>2</sub>の削減がされました。中小企業の工場が多いのですが、それ以外に、農業施設・公共施設・温泉施設・福祉施設・病院と色々なところがあります。技術の種類はボイラーの更新が一番多いです。これも先程言いましたが、単純に壊れたから買い換えるではなく、まだ使えるけれども国内クレジット制度があるから買い換える、更新の必然性がある。という単純更新が含まれます。あと、バイオマスボイラーとか空調・照明です。国内クレジット制度は、キャップアンドトレード型というのとはちょっと違って、ベースラインアンドクレジット型といいます。略して、B&C型。これは自ら削減プロジェクトを実施する。実施して削減できた分を国が認証してクレジットを与えるという制度です。事業者が削減プロジェクトを実施しなかったと仮定した場合

(BAUケース)の将来の排出量を推計し、これを排出基準量とします。現状の排出量に対し何もしなかった場合、排出量は右肩上がりで増えていきます。しかし今、プロジェクトを開始し、3年後にプロジェクトを終了します。その期間をプロジェクト期間といいますが、そうすると、それ以上排出はされないとということで、現状の排出量をプロジェクトをしなかった場合に排出された量からひいて、それを3で割った分で一年分のクレジットが出てくる。そして、ベースラインクレジットの場合には、実際に削減する中小企業等というのは目標を持っていないですから、クレジットを与えられても、そのクレジットを買ってくれる人がいなければお金にならんから、排出枠が不足する自主行動計画に参加している企業にそれを買ってもらいます。この制度も最初から買い手がいなくてはいけませんという仕組みになっています。カーボンクレジットの売り手と買い手が最初からセットになってプロジェクトを提案しなくてはいけないということなのです。これは非常に使い勝手が悪いです。

### 「年間340トンの排出量を削減」—産業廃棄物業界では全国初の快挙

承認済み排出削減方法論は、今現在承認されているもので20あります。それ以外の方法論については新しく提案しなくてはなりません。今、名古屋のトラック業界の排出削減をする方法論を提出するために話をまとめています。トラックの燃料を節約するための装置をつけます。そうすると今までよりも燃費が上がって、軽油やガソリンの消費量が減ります。その装置を付ける前と付けた後の差がクレジットとなります。新規方法論で提出すれば通る可能性が高いと思います。ですから誰

でも提案ができるわけです。これは、始まりから終わりまでの仕組みです。環境取引機構がお手伝いして約200件の省エネ案件を手がけてきましたけれども、そのうちのいくつかをご紹介します。愛知県の田原町にある電照菊の栽培農家です。電照菊を作っている農家25件をひとつに束ねて、一般社団法人というのを作りました。国内クレジット制度に参加するためには、法人の資格を持っていないと参加できませんので、一般社団法人を作つて国に申請します。クレジットの買い手は私たちが中継して丸紅という総合商社になっております。投資金額が8,800万円。LED照明に全部変えるということで膨大なお金がかかります。その代わり年間の電力削減量が大きいです。CO<sub>2</sub>に直すと、305トン以上の削減の例です。他に、蒸気のドレン回収とフラッシュ蒸気の回収と保温強化というよく省エネで使われる事例ですがこちらは年間401トンの削減になりました。島根県の松江市にある産業廃棄物処理工場です。排熱ボイラーから余剰蒸気が出来ますが、従来はあまり有效地に使用していませんでした。これを新しく導入した132kWの小型蒸気発電機に投入して電気をおこす。そして電力会社から買う電力量を削減することによって事業所のCO<sub>2</sub>排出量を削減するということで、年間340トンの削減になりました。これは産業廃棄物業界では全国初ですし、国内クレジット制度を利用した、業界初の快挙といえます。従来は廃熱ボイラーから生じる蒸気のうち焼却炉で消費されなかった余剰蒸気をコンデンサーで放熱し、再度水に戻していましたが、余剰蒸気をそのまま使って発電をすると、その分購入電力量が減ります。削減事業計画書というものを提出して、政府の承認を受けた計画ですが、2008年度は2ヶ月なので、76トンですが、

2009年からは327.1トン5年間の合計が1,384.4トンです。質問に良くあるのですが、クレジット制度というのは2008年4月1日からスタートして5年間。これは、京都議定書の第1約束期間ですが、これは国際的なものです。日本の第1約束期間は、2008年の4月1日スタートで、2013年の3月31日が終わりなのです。日本の予算時期というのは国際常識から4ヶ月ずれているわけです。ですから、国内クレジット制度は京都議定書の目標達成のために作られた仕組みですから、ぴったりと日本の第1約束期間にあわせてあります。制度の始まりは、実際は2008年の11月から始まったわけですが、遡って2008年の4月1日以降のプロジェクトで、終わりは2013年の3月31日となっています。これは正確に記憶してください。よくある質問で、獲得したクレジットは次の仕組みが始まったときどうなるのか、というものです。これは非公式ですが、国税庁の見解ではクレジットは無形固定資産ですので、電話の債権のようにある日突然価値がなくなるということはありません。資産として保全されるので心配はないと思います。始まりがあって終わりがある制度です。追加性に関する情報を補足的に説明します。排出削減事業の実施は、国が強制的に決めた法律に基づいてやることになると、クレジットとは関係が無いので、追加性がありません。皆さんの業界ですと、小型の焼却炉をある日使ってはいけませんという法律が出来ました。それに従って使わないことにしました。これは法律に従っただけですから追加性が無いです。それから設備更新を行わなかつた場合その設備は継続して使用できるかどうかという質問があります。嘘でも良いですから使う気持があるといわなくてはいけません。ですが投資回収年数が、3年未満で回

取できるものは追加性が無いと思ってください。つまり、100万円の設備を入れました。年間の削減可能量がお金に換算すると40万円だとします。それだと、3年未満で元が回収できます。そうすると、この国内クレジット制度を使う理由が無いということになって、却下されます。投資回収年数が3年未満のプロジェクトは該当しません。3年というのがキーワードです。プロジェクトを実施する計画書を作りますが、その計画書自身を審査機関に審査を受けてもらわなくてはいけません。その結果が審査結果概要書という報告書になります。報告書には追加性を有すること等が細かく具体的に書かれています。そして、自主行動計画に参加していない者により行われること。日本で国内クレジット制度を最初に利用したところは、東大とローソンです。ローソンというのは大企業等です。ところが、東大というのは東京都内に4つのキャンパスがあり、東京都内最大のCO<sub>2</sub>を出している大企業です。ところが、この論法でいうと、中小企業等になります。国立大学というものは、業界団体として目標を持っていないので自主行動計画に参加していないとみなされます。その一方で、東大よりも小さい私立大学。たとえば、早稲田とか法政とかたくさんありますが、私立大学連盟というものが自主行動計画に参加しているので、大企業等になってしまいます。

### 国内クレジット制度を利用するに当っての経費は

さて、そのプロジェクトが正式に政府に承認されると、承認証が発行されます。これはプロジェクトを国として承認したという証明書であって、クレジットではありません。1年とか半年がたって、事後の審査を受けてク

レジットが発行されます。国内クレジット制度を利用するに当たってどれだけお金が掛かるのかというご心配があるかと思います。ソフト支援という日本政府が税金を使って中小企業を支援するという仕組みが2009年から動いています。これは省エネ診断を中小企業が行う場合に、無料で実施してもらえるというものです。それから診断事業計画を専門家に作ってもらう時の経費も国が支払います。それから、その計画書の審査を受ける場合の審査費用は上限50万円までは無料です。大概審査料金というのは40万円以内です。それから実績報告書、省エネを1年行い、データを取り、それをまた審査機関に実績報告書を確認してもらう費用も上限15万円までは国費で出します。という仕組みです。ソフト支援実施機関というのは政府のお金を使って、中小企業を具体的に支援します。事後の確認費用というのはたぶん15万円か20万円で、足が出てもほんの数万円で出るか出ないかです。それ未満であれば、まったく無料です。この制度を中小企業は使わない手はないと思いますが、使い勝手が悪いです。あと、書類の作り方が非常に面倒なので、一般企業がやるのにはハードルが上がりますけれども、ソフト支援機関に依頼するか、専門機関に相談していただければ、お金が掛からずに出来ます。私たちはそういったことで、制度設計から関わってきて、ソフト支援機関でもあるという立場で、ずっとこういう国の仕組みに協力して一連の仕事に取り組んでいます。国内クレジットを実際に利用したいという場合には、政府の公式HPがありますので、これを見ていただきますと詳しいことが分かります。

### 制度の利用には専門のコンサルタントの派遣サービスも

最後に、国内排出量取引に関する主な政党の考え方です。3月12日に閣議決定されてまもなく国会に正式に提案されるのですが、2020年までに25%削減という国際公約を実現するために作られた非常に無理のある法律です。2050年までに80%削減、90年を100%としています。それから、再生可能エネルギー・自然エネルギーの比率を2020年時点で10%にする。現状は1%にも行かない状態で、日本は非常に最先・最高進国です。これを実現するためには国内排出量制度ですか、地球温暖化対策税とか、色々な省エネとか、いろんなことを導入しましょうという考え方です。ですが、この法律を見ますと、何もかも前提条件つきで、25%削減というのも国際社会の中で、主要国が削減に合意した場合とか、前提条件が3つ・4つ書いてあります。国際社会がそういうことに一斉に動き始めたときにという前提条件付きというのは前代未聞です。私たちの取り組んでいる活動ですが、国内クレジット制度、それから環境省の制度、いろんな制度というのはなかなか分かりにくいものですから、企業とかに専門のコンサルタントを派遣するというサービスを行っていますので、もしよろしければご連絡をください。ちょうど時間になりましたので私の話はこれで終わりにいたします。ご静聴ありがとうございました。

【講演会で使用された資料「国内クレジット制度活用による中小企業の省エネ推進」は、第41回通常総会議案書とともに、3月に会員の皆さんにお届けしております。本稿と合わせてご利用下さい。(事務局)】

## 〈社）岐阜県産業環境保全協会〉

### ○理事会の開催

平成22年度第1回理事会が、平成22年5月25日(火)に「岐阜県県民ふれあい会館」で開催されました。

理事会では、最初に報告事項として次のこととが報告されました。

#### (1) 会議報告

- ・(社)全国産業廃棄物連合会第12回全国正会員会長・理事長会議(2月19日開催)
- ・(社)全国産業廃棄物連合会第23回総務委員会(4月2日開催)
- ・(社)全国産業廃棄物連合会第1回中部地域協議会専務理事会議(4月16日開催)
- ・中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議(5月12日開催)

#### (2) 委員会報告

##### ・総務委員会

平成22年度第1回委員会(4月23日開催)の審議結果

##### ・研修指導委員会

平成22年度第1回委員会(4月22日開催)の審議結果

##### ・広報編集委員会

平成22年度第1回委員会(4月22日開催)の審議結果

##### ・適正処理委員会

平成22年度第1回委員会(4月23日開催)の審議結果

##### ・公益法人制度改革対応検討委員会

第2回委員会(3月8日開催)の協議結果

第3回委員会(5月18日開催)の協議結果

#### (3) 青年部会報告

- ・第7回定時総会(4月15日開催)
- ・役員会(2月24日、3月24日、4月7日開催)
- ・中部ブロック協議会

兵庫県青年部会との交流会(岐阜市 3月17日開催)

中部ブロック幹事会(岐阜市 3月17日開催)

続いて、次の3議案について審議が行われ、いずれの議案も全会一致で、原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 平成21年度事業報告について

第2号議案 平成21年度決算について

第3号議案 第42回通常総会の開催について

次に、協議事項として、(1)理事及び委員の選任について (2)公益法人制度移行作業方針について 及び(3)福利厚生事業について協議が行われ了承された。

また、その他に「協会事務局の夏季休業について」も了承された。



第1回理事会

### ○委員会の開催

平成22年4月22日(木)に、研修指導委員会及び広報編集委員会が、23日(金)には、適正処理委員会及び総務委員会が開催され、それぞれ平成22年度に委員会で担当する事業等の実施について協議され原案のとおり承認されました。

公益法人制度改革対応検討委員会も、第2回が3月8日(月)に、第3回が5月18日(火)に開催され、移行作業方針及びスケジュールについて協議が行われました。

## ○青年部会の動向

### ・第10回役員会(3月24日開催)

大垣市内で開催され、6名が参加し平成22年度事業計画等の検討を行った。

### ・第7回定期総会(4月15日開催)

岐阜市内「グランヴェール岐山」で開催され、平成22年度事業計画及び予算が承認され、役員改選が行われました。28名が参加しました。

### ・平成22年度第1回～3回役員会(4月7日、5月19日、6月16日開催)

いずれも岐阜市内で開催され、平成22年度事業の推進、電動バイクキャラバンの引き継ぎ、県外研修計画等について協議を行った。

## 〈社)全国産業廃棄物連合会〉

## ○第26回通常総会の開催

平成22年6月18日(金)に、(社)全国産業廃棄物連合会の第26回通常総会が、東京都内の「明治記念館」で開催されました。総会では、次の議案が審議され、全ての議案が全会一致で可決承認されました。

当協会からは、坂理事長と広瀬専務理事が出席しました。

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 平成21年度事業報告承認の件        |
| 第2号議案 | 平成21年度決算報告承認の件        |
| 第3号議案 | 平成22年度事業計画案承認の件       |
| 第4号議案 | 平成22年度収支予算案承認の件       |
| 第5号議案 | 任期満了に伴う役員改選の件         |
| 第6号議案 | 公益社団法人への移行認定申請に関する件 他 |

役員改選の結果、國中賢吉氏(前会長)が名誉会長に、石井邦夫氏(千葉県産業廃棄物协会会长)が新会長に就任されました。

また、公益法人制度改革に伴う新法人への移行に関しては、公益社団法人への移行認定

を申請することになりました。

## ○(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰

第26回通常総会の終了後、廃棄物処理業務功労者等に対する平成22年度(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。

当協会からは、功労者表彰1名、地方功労者表彰1名、地方優良事業所表彰2社、優良従事者表彰4名が受賞をされました。表彰式には、(有)丸武産業 代表取締役 杉下武夫氏、中島清掃(株) 取締役会長 中島豈氏、(株)出倉商店 代表取締役 出倉裕之氏、(有)ゼンユーストア 土門完氏が出席をされました。

### ○功労者表彰

鈴村 兼利 平成舗道(有) 会長

### ○地方功労者表彰

杉下 武夫 (有)丸武産業 代表取締役

### ○地方優良事業所

中島清掃(株)

(株)出倉商店

### ○優良従事者表彰

伊藤 哲 (株)鈴木組

今西 信行 (株)鈴木組

土門 完 (有)ゼンユーストア

高井たか子 タカイ商事(株)



鈴村 兼利  
(平成舗道有)

杉下 武夫  
(有)丸武産業



伊藤 哲  
(株)鈴木組



今西 信行  
(株)鈴木組



土門 完  
(有)ゼンユーストア



高井たか子  
(タカイ商事株)

※いずれも敬称略

## 〈中部地域協議会〉

### ○第1回専務理事会議

平成22年4月16日(金)に、平成22年度中部地域協議会第1回専務理事会議が、名古屋市内の(社)愛知県産業廃棄物協会の会議室で開催され、次の議題について協議が行われました。なお、会議に先立ち、岡崎市内の三菱自動車工業(株)岡崎工場を視察しました。

- (1) 役員等任期満了に伴う新規(再任)候補者の推薦について
- (2) 廃棄物処理法改正について 他

### ○中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議

中部地域協議会の主催で、平成22年5月12日(水)に中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議が、四日市市内の「ロワジールホテル四日市」で開催されました。会議には、環境省中部地方環境事務所、中部四県の県・政令市廃棄物担当課、海上保安部・海上保安部関係課及び中部地域協議会・県協会関係の48名が参加し、各県の産業廃棄物不法処理の現状と問題点、取組状況について意見交換を行いました。

なお、岐阜県関係者として次の方々が出席されました。

第四管区海上保安本部 警備救難部刑事課  
鵜飼 保夫 国際海洋汚染対策官

岐阜県環境生活部 不法投棄監視課

谷口 高浩 課長補佐

高橋 宏行 主任

岐阜市環境事業部 産業廃棄物指導課

遠藤 哲滋 副主幹

池戸 弘一 副主査

(社)岐阜県産業環境保全協会

坂 志郎 理事長

清水 道雄 副理事長

粥川 長司 理事兼適正処理委員長

広瀬 利和 専務理事

### ○岐阜県環境推進協会総会

平成22年5月31日(月)に、岐阜県環境推進協会の平成22年度通常総会が「岐阜県庁大会議室」で開催されました。総会では、次の議案が審議され、すべて全会一致で可決承認されました。

- ・平成21年度事業報告及び収支決算報告
- ・平成22年度事業計画(案)及び収支予算(案)
- ・役員の改選

総会の席上、環境保全・公害防止功労者等の協会長表彰があり、総会終了後の講演会では、中部電力(株) 本店 環境部 地球環境グループグループ長 櫻井徳弥氏が「地球温暖化問題の最近の動向と中部電力の取り組み」と題して講演をされました。当協会からは、長谷部事務局長が出席をしました。

## 社名変更の紹介

(平成22年4月から平成22年6月までに届出のあった分)

区分	新社名	旧社名
正会員	岐阜県家庭紙工業会	岐阜県家庭紙工業組合
賛助会員	ナブテスコ(株)岐阜工場	ナブテスコ(株)航空宇宙カンパニー岐阜工場
賛助会員	三輪恒敬(三輪事務所)	三輪松子(三輪事務所)

# お知らせ

## 1 協会のホームページが新しくなります



8月2日(月)から、協会のホームページが新しくなります。

URLは、<http://www.gifu-hozan.jp>です。

新しいホームページでは、今までの内容に、「処理業者の検索ページ」「会員専用ページ」「新着情報コーナー」などが新たに加わります。

「処理業者の検索ページ」では、産業廃棄物を排出する事業者の方々が利用しやすいように、協会員の皆様の所在地、業務種別、取扱品目等をデータベースとして用意しました。

新しいホームページを、是非ご覧になってみて下さい。なお、少し先になりますが、「会員紹介ページ」として、会員の皆様の自社PR用のページを用意することも予定しています。

## 2 新しい福利厚生制度(正会員向け)を始めました

協会では、福利厚生事業の一環として、リゾートソリューション(株)と「ライフサポート俱楽部利用契約」を締結し、正会員の皆様に特別料金で宿泊施設、リゾート施設、ゴルフ場などをご利用いただけるサービスを始めました。

既に、利用を希望された正会員の方々には、会員証とガイドブックが届けられており、7月1日から利用いただいています。

## 3 夏季休業(8月13日)について

今年は、8月13日(金)を夏季休業日とし、事務所を閉じさせていただきます。  
ご不便をおかけしますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

## 産業廃棄物処理業の許可の 有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。  
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。  
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話でお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

### 【産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法】

#### 協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えでの購入となります。

#### 発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて送信ください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日（土日祝祭日を除く）に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行（郵便局）へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

#### 送料について（送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合）

単 票1箱 （100セット入り） 400円

連続票1ケース（500セット入り） 450円

\* 詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

### 【産業廃棄物管理票（マニフェスト）の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票（(社)全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

#### 【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058（272）9293

FAX 058（272）6764

社岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

\* No., \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No., \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設八団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 〒 —  
住 所

会社名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

### \*事務局記入欄

支払方法	払込No
	現金
整 理	

電話番号

FAX番号

主な業種 建設業 製造業 医療・福祉 自治体  
その他( )  
(○をつける)  
産業廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

2010. 2

## 保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村清晴

副委員長 山口繁

天池孝一 兼 松誠吾 川合秋男 川合清和

野々村清 渡邊浩章

編集顧問

大野安一

## 編集後記

最近、常識では考えられない「愚かな事件」が多発しているようである。日本の最高権力者が毎月多額のお金を母親から仕送りされていながら、「知らなかった」。表沙汰になって、6億円余の税金を徴収されたとのこと。この人は、「最低でも県外」と言っていたが、「よく考えたら県内」といつて顰蹙を買い、とうとう辞任する羽目となった。

大相撲も賑やかである。天下の横綱が得意の張り手で退職したかと思ったら、現役の大関が反社会的な野球賭博をやっていて、しかも、そのことでその筋の人から恐喝されていたことが判明した。

こうした「愚かな事件」には、当事者が有名人であるからマスコミも大きく取り上げ、正義の味方の活躍とばかり糾弾しきりである。当事者はそのことについて、随分悩み苦しめたことと思うので個人的には同情を禁じえないものである。しかし、世間が許さないのは、その人の地位が総理大臣であり、横綱、大関であるからであろう。

因みに、愚かな行為をする人を広辞苑で調べてみると、これには二つの用語がある。

一つは、「バカ(馬鹿)」。語源は梵語の「慕何」すなわち「痴」の意味でおろかなこと、とるにたらないこと、とんでもないこと、等々と記されている。なお、馬鹿は当て字とのこと。

もう一つは名古屋弁でよく使われる「タワケ(戯け)」。第一義はみだらな通婚(親子タワケ、馬婚、牛婚など)、次いでふざける、しれもの、おろかものと続く。名古屋弁で実際に使われている場面を考えると、その本意は、むしろ馬鹿の意に近いものであろうと思う。

いずれにしても、当事者にとって「とるにたらない」ことであっても、それが表沙汰になったときは、莫大な代償を支払わなければならないことを肝に銘じておくべきである。社会的な立場やその地位が高ければ高いほど、その責任と償いが大きいのである。

廃棄物処理業者の不法投棄が厳しく指弾されるのは、我々業界が大きな社会的責任を負っているからであり、世間に信頼される努力を怠ってはならないと思う。

### [言葉の宝石]

瓜田に履を納れず、李下に冠を整さず

瓜畠では靴がぬげてもかがんで直さない、それは瓜を盗むように人に見られるからだ、李(すももの)の木の下では冠(かんむり)がまがっていても手を挙げて直さない、それは李の実を盗むように人から見られるからだと言うことで「他人から疑いを受けるような行動をしてはならない」というたとえ。

記 Y.O

平成22年7月15日発行

第83号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂志郎

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階  
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozan.jp>  
E-mail info@gifu-hozan.jp

印刷共同印刷株式会社



協会のシンボルマーク

# クリーンな社会づくりをめざす 21世紀のパイオニア

## とし わ 寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

**業務内容** 廃棄物・水質・土壤・臭気の分析等を行っています

### 産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

### 水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

### 土 壤

- 底質
- 田、畑土、など

### 肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

### 臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

### 産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油（タールビッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

### 特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ  
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ  
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、  
お困りの点・お悩みの点など  
ございましたら、何なりと、  
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

## びわ湖環境ビジネスメッセ2010のご案内

滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会では、「環境ビジネス」を振興するため、産学官が協同して1998年から毎年、環境産業見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を開催しています。

昨年は、国内外から過去最多の305企業・団体が出展し、38,970人が来場されました。会場内では熱気溢れる商談や技術交流等が繰り広げられ、「ビジネス主体の環境見本市」として高く評価され、「環境と経済の両立」を基本理念に、持続可能な経済社会を目指し、全国から魅力あふれる環境ビジネスが集結します。

13回目を迎える2010年も、新設ゾーン「食と環境ビジネス」を加え、下記のとおり開催されますので、環境ビジネスに取り組んでおられる協会員の皆様、この機会に是非おでかけください。

- 開催日時 2010年10月20日(水)～22日(金)  
10：00～17：00(最終日は16：00まで)
- 会場 滋賀県立長浜ドーム  
(JR田村駅から徒歩5分、米原駅からシャトルバスを運行)
- ホームページ 2009の開催結果など詳細は、次のアドレスをご覧ください。  
<http://www.biwako-messe.com>
- お問合せ先 滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会事務局  
滋賀県庁新産業振興課内  
TEL : 077-528-3793 FAX : 077-528-4876  
E-mail : [info@biwako-messe.com](mailto:info@biwako-messe.com)

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「集団扱」自動車保険  
3つのメリット

◎保険料が  
最大10%もお得  
◎ご契約時には  
キャッシュレスで  
◎お申し込み日  
から安心



日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 児玉 TEL <058>253-9822



自然に優しい未来を築きたい

## We Love Nature & Future



HATSURI  
KIMURA  
CORPORATION

株式会社  
はつり  
研木村

■本社  
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地  
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター  
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大グラ917-1  
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

## 産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

### 許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

### 積替保管

(岐阜県)

### 許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

### 許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は  
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

**TEL (058) 239-9931**

**FAX (058) 239-9828**

E-Mail [takaisho@sweet.ocn.ne.jp](mailto:takaisho@sweet.ocn.ne.jp)

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

## 企 業 理 念

“安全で安心”循環型社会の創造は  
私たちの使命です



# 有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



## 有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434  
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

## サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26  
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



社団法人 岐阜県産業環境保全協会